

福島県における

環境回復のあゆみ

除染による空間線量率の低減など、福島県の環境回復に向けた取組についてお伝えします。



【表紙写真】

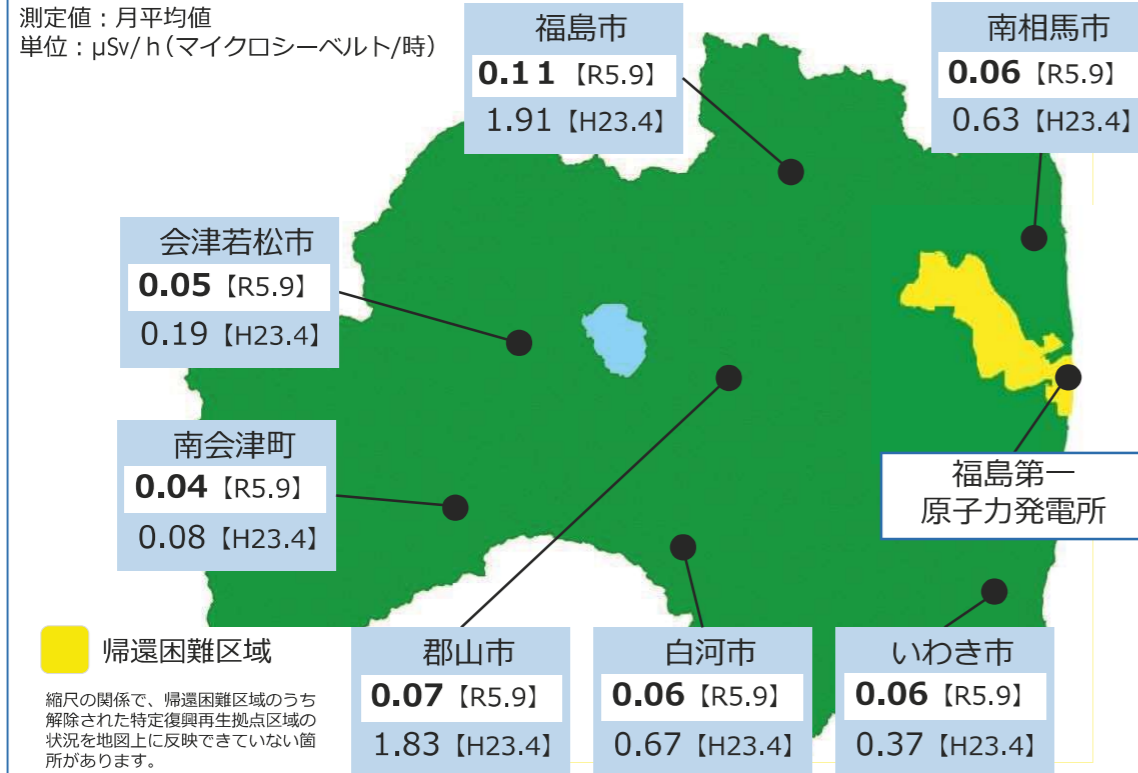
左上は除去土壌等が仮置場に保管されていたときの様子、右上は仮置場（左上）を原状回復し、営農を再開した水田
左下は中間貯蔵施設（双葉2工区）、右下は中間貯蔵施設の安全を確認するための県によるモニタリングの様子

令和6年6月
福島県

福島県内の空間線量率について（令和5年度の状況）

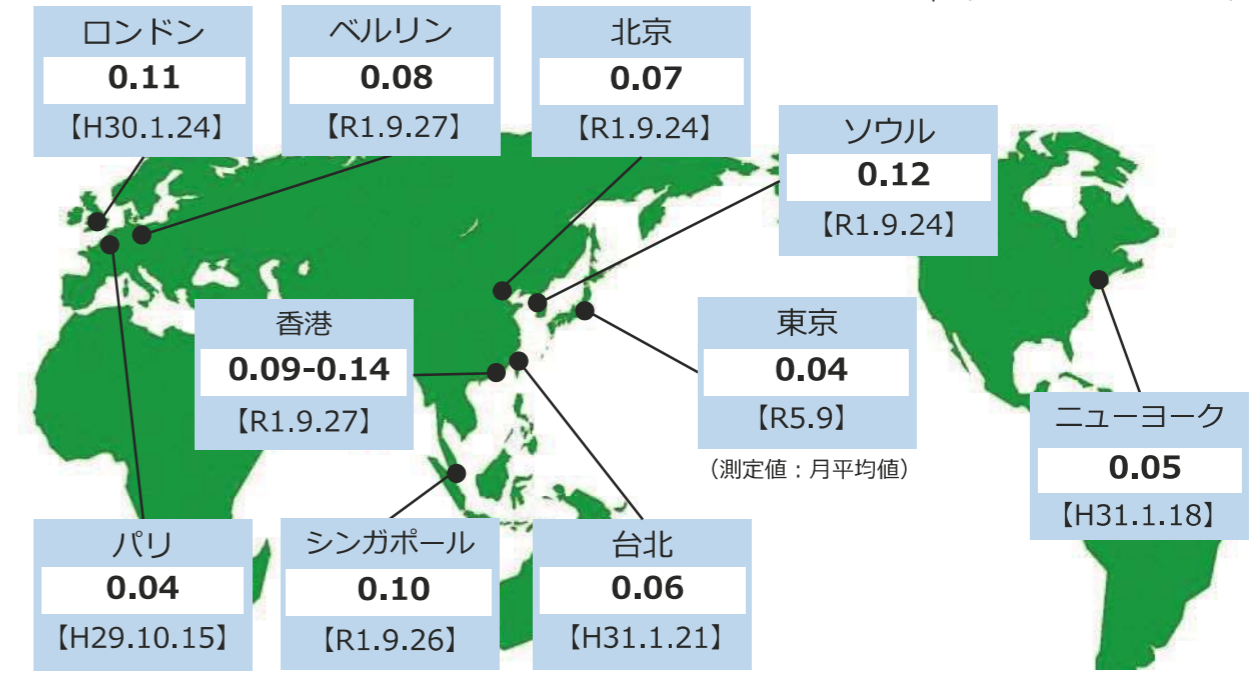
平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が環境中に放出されましたが、**県内の空間線量率は、除染や自然減衰などにより大幅に低減し、現在では世界の主要都市とほぼ同水準**となっています。

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）



出典：「福島県環境放射線モニタリング広報誌（ふくモニ）」（福島県放射線監視室 R6.3月発行）のデータを基に作成

世界の主要都市との対比



出典：日本政府観光局 (<https://www.japan.travel/es/news/post-2011-3-11-general-information/>) のデータを基に作成

様々な場所での除染

放射性物質による健康や生活環境への影響を速やかに低減させるため、汚染された土地や建物など、様々な場所で除染を実施してきました。

○住宅



外壁の拭き取りや雨どいの堆積物の除去、庭の表土の削り取りなどを行いました。

○森林（生活圏）



住宅などの近くの森林では、落ち葉や落ちた枝などを取り除きました。

○農地



田畑では通常より深く耕す「深耕」や上下の土を入れ替える「反転耕」などを行いました。

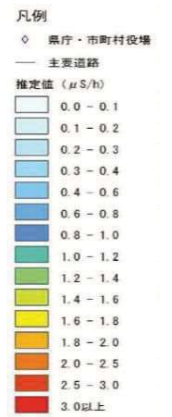
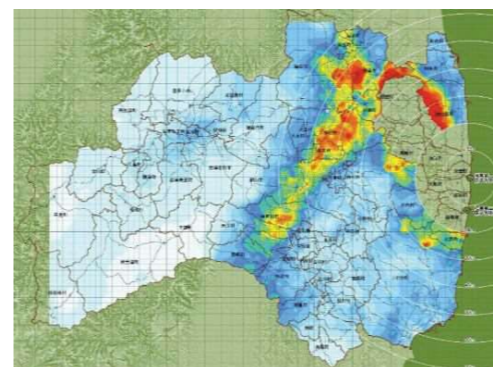
○道路



手作業などで除去できる堆積物を取り除き、それでも効果が得られない場合は、高圧水による洗浄などを行いました。

※これらの除染は、平成30年3月までに完了しています。（帰還困難区域を除く）

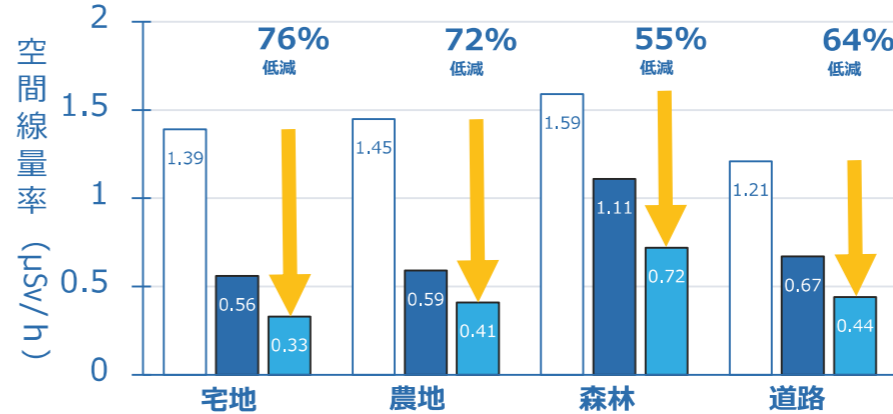
除染の効果について



出典：「福島県環境放射線モニタリング広報誌（ふくモニ）」（福島県放射線監視室 R6.3月発行）

県内の空間線量率の分布を示した地図です。除染の効果や自然減衰などにより、令和5年は平成23年と比べて空間線量率が高いエリア（黄色～赤色の部分）が大幅に減少していることが分かります。

◎除染前後の空間線量率の変化（除染特別地域）



□ 除染前 (H23.11~H28.11)
■ 除染後 (H23.12~H29.11)
■ 事後モニタリング (H26.10~H30.8)

※「除染特別地域」：福島第一原発から20km圏内の地域及び空間線量率が比較的高かった地域（年間積算線量20mSv超）が指定され、国が除染を進める地域。

※棒グラフの数字：除染前後の空間線量率の平均値を示す。

※「事後モニタリング」：除染終了後、半年から1年後に、除染の効果が維持されているかを確認するために実施。

出典：環境省除染情報サイト (<http://josen.env.go.jp/area/>) のデータを基に作成

除染で取り除いた土（除去土壌等）の流れ

除染で発生した除去土壌等は、県内各地の仮置場で一時的に保管された後、中間貯蔵施設で集中的に安全に保管されています。



- 福島県内では、帰還困難区域を除き平成30年3月までに対象とする43市町村の面的除染が完了しました。
- 県内に仮置きしていた除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送は、平成27年3月に開始され、帰還困難区域のものを除き、令和4年3月末までに概ね完了しました。
- 中間貯蔵施設は、国が大熊町・双葉町に設置し、管理しています。これまでに約1,400万 m^3 （東京ドーム約11杯分）の除去土壌等が搬入されています。
- 県では、中間貯蔵施設が安全に管理・運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認や環境モニタリングを実施しています。
- 除去土壌等の福島県外での最終処分は、施設の受入れの決断に際し、その前提として国が約束したものです。除去土壌等は、中間貯蔵の開始から30年後となる**2045年3月までに福島県外で最終処分を完了**させることが、国の責務として法律^{*}に定められています。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(通称:JESCO法) [第3条第2項]

さらに詳しい情報は、こちらでご覧いただけます

○ Fukushima復興情報ポータルサイト
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>



○ 環境省除染情報サイト
<http://josen.env.go.jp/>



○ 環境再生プラザ
<http://josen.env.go.jp/plaza>



○ 環境省中間貯蔵施設情報サイト
<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>



発行 福島県 生活環境部 中間貯蔵・除染対策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎10階）
TEL:024-521-7276 FAX:024-521-7984

メールアドレス：
chukanjosen@pref.fukushima.lg.jp

ホームページアドレス：
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045d/>

